

○財務省告示第三百三十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十四年八月九日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年九月十一日  
 財務大臣 安住 淳

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその の条項及びそ の法律第二十 三年法律第二 十三号）第四 十六	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行	発行価格
利付国庫債券（五年）（第五百五 回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二 十三号）第四 十六	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規 定の適用を受けるものとし、そ の振替機関は日本銀行とする。 募集取扱機関による募集の取扱 いによる発行	額面金額で六十七億五千七百十 五万円	額面金額で六十七億五千七百十 五万円	六十七億八千四百四十七万五千七 百四十円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成二十四年八月九日	額面金額百円につき百円三十六 銭

十一

の経過利率  
の払込み

(一) 年〇・二パーセント

額に各募集取扱機関は、払込金  
額に加え、次の算式により算  
出した金額を第十八号に規定  
する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2 \times 50}{100 \times 365}$$

(二)

発行時において、その利子  
に係る所得税が源泉徴収さ  
れるものとして振替口座簿  
中の口座に記載又は記録さ  
れるものについては、前記(一)  
の算式により算出した金額  
から当該金額に百分の二十  
を乗じた金額(ただし、当該  
国債を発行時において取得  
する者が非居住者又は外国  
法人である場合には、前記(一)  
の算式により算出した金額  
に当該非居住者又は外国法  
人が適用を受ける所得税の  
税率を乗じた金額)を控除す  
ることができる。

十三

初期利子

平成二十四年十二月二十日を支  
払期とし、次の算式により算出  
した金額を支払う。ただし、支  
払期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う(以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十 十 十 十  
八 七 六 五 四

払 払 元 償 償 後 第  
込 場 利 還 還 の 二  
期 所 金 金 期 利 期  
日 支 額 限 子 以

平 日 額 平 る い 日 毎  
成 本 面 成 利 て を 年  
二 銀 金 成 子 子 を 支 六  
十 行 額 十 十 支 の 払 月  
四 百 円 九 年 支 日 以 十  
年 円 に 六 月 払 う 。 前 各 支 十  
八 につ き 月 二 月 間 に 属 二  
月 九 百 円 日 六 月 間 に 属 十  
日 百 円 日 月 間 に 属 十